

不妊治療の費用を助成します

県や市では、不妊症や不育症の治療を受けている夫婦に対して、経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成しています。



問合せ先 健康福祉部健康推進室(あいあい ☎84-3316)

三重県特定不妊治療費助成

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)のうち、保険適用外となる自費分の一部を県が助成(排卵に至った場合のみ)します。

所得要件 夫婦の所得合計額が730万円未満

助成限度額 1回の治療につき15万円
(治療内容によっては7万5千円)

助成回数 次の表のとおり

夫婦の所得合計額が400万円未満の人へ

特定不妊治療費助成金上乗せ助成金

助成限度額 10万円

男性不妊治療費助成金

特定不妊治療の一環として実施した男性を対象とする治療費の一部を助成します。

助成限度額 5万円

区分		対象年齢	年間助成回数	通算助成回数 ※年齢は初めて助成を受ける際の 治療開始時の妻の年齢	通算助成期間
平成26～ 27年度	平成25年度までに 制度を利用した ことがある夫婦	限度なし	年間2回 (初年度3回)	通算10回	通算5年
	初めて制度を利用 する夫婦		限度なし	40歳未満:通算6回 40歳以上:1年目3回、2年目2回	限度なし
平成28年度 以降	全ての夫婦	43歳未満	限度なし	40歳未満:通算6回 40歳～43歳未満:通算3回	限度なし

※新規に申請する人は、第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数の追加があります。

亀山市不妊治療費助成

対象者 申請日の1年以上前から市内に住民票があり、不妊治療(体外受精、顕微授精、人工授精)を行っている夫婦

助成限度額 助成対象経費(三重県特定不妊治療費助成を受けている人は、その助成額を控除した額)の1/2で、10万円を上限とする。

申請回数 1年度につき1回

※特定不妊治療費助成金上乗せ助成金と併用しての申請はできません。

※平成28年4月からの申請受付分については、夫婦の所得合計額が730万円未満で、助成対象となる治療開始日の妻の年齢が、43歳未満の夫婦が対象となります。

亀山市不育症治療費助成

不育症治療を受けた夫婦に対し、その治療費の一部を助成します。

所得要件 夫婦の所得合計額が400万円未満

助成限度額 1年度につき1回、10万円